

(添付書類)

事業報告

(自 2021年1月1日
至 2021年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、それに伴う自粛の影響により経済活動が抑制され、企業活動や個人消費等が急速に減少していることに加え、海外経済の不確実性や半導体の供給不足による経済活動への影響等、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、積極的な営業活動に取り組み、技術開発力の強化、経費の節減等諸施策を積極的に展開いたしました結果、当連結会計年度の業績は、売上高55億15百万円（前年同期比10.3%増）、経常利益4億80百万円（同19.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3億32百万円（同26.2%増）となりました。

事業区分別売上高は、次表のとおりであります。

期 別 事業区分	第74期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日		第75期(当期) 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日		前 期 比 増 減 率
	金 額	構成比	金 額	構成比	
	千円	%	千円	%	%
鋼製品関連事業	1,398,059	28.0	1,467,700	26.6	5.0
デンタル関連事業	1,549,964	31.0	1,927,926	35.0	24.4
書庫ロッカー関連事業	1,701,906	34.0	1,843,687	33.4	8.3
不動産賃貸関連事業	218,074	4.4	143,590	2.6	△34.2
そ の 他	132,957	2.6	133,030	2.4	0.1
計	5,000,962	100.0	5,515,935	100.0	10.3

なお、報告セグメントの区分を変更しており、前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

(2) 対処すべき課題

収益力を確保し、長期安定成長を図るため、当社グループが対処すべき課題として、多様化する顧客ニーズに応える高品質商品の提供、新製品の開発、低コスト生産体制の確立、営業活動の強化、管理部門の効率化等があげられます。これらの課題に対し、従来以上に積極的に取り組むことにより経営基盤の強化を図っていきたいと考えております。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は26百万円であります。その主なものとして、筑波工場において、工具器具及び備品13百万円、川島工場において、機械及び装置8百万円、本社において、車両運搬具3百万円の設備投資を行いました。

(4) 資金調達の状況

特記事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第72期 (2018年12月期)	第73期 (2019年12月期)	第74期 (2020年12月期)	第75期(当期) (2021年12月期)
売 上 高 (百万円)	5,265	5,469	5,000	5,515
経 常 利 益 (百万円)	195	450	400	480
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	137	314	263	332
1株当たり当期純利益 (円)	77.52	176.98	150.13	193.75
総 資 産 額 (百万円)	4,702	5,003	5,373	5,516
純 資 産 額 (百万円)	2,927	3,192	3,339	3,635

(注) 1. 2018年7月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行ったため、第72期の期首に株式併合が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第73期の期首から適用しており、第72期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
(株)ピアンエアージャパン	30百万円	50.0%	歯科医療機器の製造

(7) 主要な事業内容

事 業 区 分	主 要 な 製 商 品
鋼製品関連事業	家庭用耐火金庫、業務用耐火金庫、防盜金庫、データメディア耐火金庫、耐火ファイリングキャビネット、ホテル向貴重品保管庫、薬品保管庫、キーボックス、手提金庫
デンタル関連事業	歯科ユニット、携帯歯科ユニット、歯科用切削機、歯科用レントゲン、歯科用滅菌器
書庫ロッカー関連事業	コインロッカー、システムロッカー、宅配ロッカー、更衣ロッカー、書類保管庫、シューズロッカー、メールロッカー、鋼製建具
不動産賃貸関連事業	建物の賃貸等

(8) 主要な営業所及び工場

本 社	茨城県つくば市寺具1395番地 1
東 京 事 業 所	東京都台東区元浅草 2 丁目 7 番13号
工 場	札幌工場（札幌市）、中之条工場（群馬県吾妻郡） 川島工場（筑西市）、筑波工場（つくば市）
支 店	札幌支店（札幌市）、盛岡支店（盛岡市）、仙台支店（仙台市） 名古屋支店（名古屋市）、大阪支店（東大阪市）、広島支店（広島市） 高松支店（高松市）、福岡支店（大野城市）

(9) 従業員の状況

区 分	当期末従業員数	前期末比増減(△)
男 性	247 名	6 名
女 性	23	0
合 計	270	6

(注) 上記の従業員数は、当社グループの従業員数であり、臨時従業員36名（嘱託・パートタイマー）を含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 7,100,000株
(2) 発行済株式の総数 1,776,000株 (自己株式61,770株を含む)
(3) 株 主 数 1,451名
(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
廣 澤 興 産 有 限 会 社	355 千株	20.7 %
廣 澤 清	217 千株	12.7 %
廣 沢 實	139 千株	8.1 %
公益財団法人広沢育英会	120 千株	7.0 %
広 沢 有 限 会 社	100 千株	5.8 %
伊 藤 政 男	54 千株	3.2 %
秋 元 利 規	45 千株	2.6 %
井 上 拓 夫	36 千株	2.1 %
成 田 極 見	17 千株	1.0 %
岩 始	16 千株	1.0 %

(注) 持株比率は自己株式(61,770株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	廣澤 清	㈱ビアンエアージャパン代表取締役社長
代表取締役社長	曾根 栄二	育良精機㈱代表取締役社長
取締役	大貫 実	デンタル事業部長
取締役	中沢 浩	中之条工場長
取締役	嘉者熊 健	川島工場担当
取締役	宮城 則之	広沢商事㈱代表取締役 廣澤興産㈱代表取締役 ㈱カーズ・ヒロサワ代表取締役
取締役	大場 明男	㈱廣澤精機製作所常務取締役
常勤監査役	岩渕 孝一	
監査役	廣沢 實	㈱廣澤精機製作所代表取締役会長
監査役	柴田 清之	㈱廣澤精機製作所代表取締役社長
監査役	三枝 大介	育良精機㈱専務取締役

- (注) 1. 取締役大場明男氏は、社外取締役であります。なお、当社と同氏の兼職先である㈱廣澤精機製作所との間には商品の仕入取引があります。
2. 監査役岩渕孝一、柴田清之及び三枝大介の各氏は、社外監査役であります。なお、当社と柴田清之氏の兼職先である㈱廣澤精機製作所との間には商品の仕入取引があり、三枝大介氏の兼務先である育良精機㈱との間には商品の仕入取引及び建物の賃貸取引があります。
3. 当社は、監査役岩渕孝一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役谷岡道良、三木隆信及び監査役羽成利夫の各氏は、2021年3月30日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって、辞任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社取締役の個人別報酬等の内容決定に関する方針について、以下のとおり取締役会で決議しております。

当社の取締役及び監査役の報酬等は、固定報酬と退職慰労金で構成されており、取締役の固定報酬については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、業績指標、行動評価、職位に応じた貢献度等をもとに決定する方針であり、監査役の固定報酬については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、職務の内容を勘案し決定する方針であります。退職慰労金については、当社規定に基づき、株主総会の決議を経て支給する方針であります。

取締役の固定報酬については、1989年7月28日に開催された臨時株主総会において月額180万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。

監査役の固定報酬については、1989年7月28日に開催された臨時株主総会において月額200万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

なお、各取締役の報酬等の額については、業績指標、行動評価、職位に応じた貢献度等をもとに取締役会で決定しており、監査役の報酬の額については監査役の協議により決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	79,267	61,390	—	17,877	7
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外取締役	—	—	—	—	—
社外監査役	6,294	6,486	—	△192	2

(注) 1. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与等8,900千円は含まれておりません。

2. 取締役2名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)は無報酬です。

(3) 社外役員に関する事項
 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	大 場 明 男	当期開催の取締役会に10回出席し、議案審議等に必要な発言を行っており、幅広い見識に基づき監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社 外 監 査 役	岩 淵 孝 一	2021年4月就任後、当期開催の取締役会に8回、監査役会に10回出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。
社 外 監 査 役	柴 田 清 之	当期開催の取締役会に9回、監査役会に16回出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。
社 外 監 査 役	三 枝 大 介	当期開催の取締役会に10回、監査役会に16回出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。

- (注) 1. 当事業年度における取締役会開催回数は10回、監査役会開催回数は16回であります。
 2. 社外監査役柴田清之氏は、代表取締役会長廣澤清氏及び監査役廣沢實氏の三親等以内の親族であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(イ) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬の額

15,500千円

(ロ) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

15,500千円

- (注) 1. 当社監査役会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、適切であると判断し、会計監査人の報酬について同意しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記(イ)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、取締役会において次のとおり基本方針を決議しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 全取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、管理部門担当取締役をコンプライアンス担当役員として、コンプライアンス規程等を作成し、整備します。
 - ② 各事業部門の長をコンプライアンス責任者とし、各事業部門固有のコンプライアンスリスクに対処します。
 - ③ コンプライアンス担当役員は、情報の収集、確保に努め、万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、代表取締役社長、取締役会、監査役会に報告します。また、発生した内容を調査し、再発防止策を関連部門と協議の上決定し、実施します。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下「職務執行情報」という）の取扱いは、文書管理規程に従い適切に保存及び管理し、必要に応じて規程の見直しを行います。
 - ② 取締役及び監査役から職務執行情報閲覧の要請があった場合、本社において閲覧できるものとします。
 - ③ 文書管理規程の作成及び本体制に係る事務等は、管理部門担当取締役が管掌し、運用・管理状況について、必要に応じ取締役会に報告します。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 代表取締役社長に直属する内部監査担当部署として、総務部の企画部門を機能させ、管理部門担当取締役が管掌します。
 - ② 管理部門担当取締役は、内部監査活動を円滑にするために、内部監査規程、リスク管理規程等の整備を行います。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守します。
 - ② 各事業部門を担当する取締役は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を構築します。
 - ③ 月次の業績は、各事業部門担当取締役から月次速報ベースで経営会議に報告されます。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ（当社及び㈱ビアンエアージャパン）のセグメント別の事業部門の長に、それぞれの部門における法令遵守、リスク管理の体制を構築する権限と責任を与えており、コンプライアンス担当役員はこれらを横断的に推進、管理します。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務を補助する組織を総務部の企画部門とし、当該使用人の人選等については、監査役の意見を考慮し検討します。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動等については、監査役の意見を尊重するものとします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。
- ② 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとします。
 - ・内部統制システムにかかわる部門の活動状況
 - ・内部監査部門の活動状況
 - ・重要な会計方針、会計基準の変更
 - ・重要な法令・定款違反
 - ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は各事業部門の長に対し、定期的にヒヤリングと指導を行うとともに、代表取締役社長、内部監査担当取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社グループは反社会的勢力に対しては、一切の関係を持たず、不当な要求等に対しては、毅然とした態度でこれを拒絶し、利益供与にかかわることを絶対行わないことを基本方針としております。

コンプライアンス担当役員は、上記の基本方針に基づき、反社会的勢力による被害の防止を図るとともに、これを実現するための社内体制の整備、役職員の安全確保に組織的に取り組んでおります。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

当社の「コンプライアンス規定」に則り、当社役員及び従業員に対して、情報セキュリティ、インサイダー取引規制及び個人情報保護に関する研修を実施しコンプライアンス意識を高めました。

(2) 取締役の職務執行

定期及び臨時に取締役会を開催し、経営方針、経営戦略にかかる重要事項の決定、リスク管理に関する審議及び事業計画の進捗状況の確認等、各取締役の職務執行状況についてのモニタリングを行いました。

内容項目としては、経営計画、重要な設備投資の決定、各事業部門の業績結果及び資本効率等の検証を行いました。

(3) 内部監査に関する取組み

財務報告の信頼性に関する内部統制の評価及び各部署における業務プロセスの運用状況については、内部監査部門が計画的に実施する業務プロセス監査において検証を行い、その結果を取締役に報告しました。

(4) 監査役の職務の執行

監査役は取締役会へ出席し、必要に応じて取締役等へ説明を求め、また、監査役会を定期的に開催しました。さらに、会計監査人との緊密な連携による情報交換等により財務報告の適切性の検証を行い、取締役の職務が法令及び定款に適合していることの確認を行うなど、監査の実効性の向上を図りました。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,114,447	流動負債	1,492,483
現金及び預金	1,493,960	支払手形及び買掛金	762,266
受取手形及び売掛金	1,343,781	未払金	242,718
電子記録債権	48,732	未払法人税等	52,823
商品及び製品	100,895	未払消費税等	108,019
仕掛品	19,842	賞与引当金	56,975
原材料	104,696	その他	269,678
その他	2,538	固定負債	388,602
固定資産	2,402,348	繰延税金負債	284,175
有形固定資産	1,441,908	役員退職慰労引当金	44,880
建物及び構築物	324,170	その他	59,547
機械装置及び運搬具	125,114	負債合計	1,881,085
土地	980,731	(純資産の部)	
その他	11,891	株主資本	3,534,863
無形固定資産	2,961	資本金	1,090,800
ソフトウェア	2,961	資本剰余金	64,000
投資その他の資産	957,478	利益剰余金	2,447,106
投資有価証券	126,630	自己株式	△67,042
退職給付に係る資産	736,015	その他の包括利益累計額	43,432
敷金及び保証金	94,523	その他有価証券評価差額金	43,432
その他	310	非支配株主持分	57,413
		純資産合計	3,635,709
資産合計	5,516,795	負債純資産合計	5,516,795

連結損益計算書

(自 2021年1月1日
至 2021年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,515,935
売上原価	3,865,663
売上総利益	1,650,272
販売費及び一般管理費	1,205,373
営業利益	444,899
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	3,203
作業くず売却益	25,996
その他の	6,450
営業外費用	
有形売却損	363
経常利益	480,187
特別損失	
固定資産除却損	127
投資有価証券売却損	5,320
税金等調整前当期純利益	474,739
法人税、住民税及び事業税	80,919
法人税等調整額	135,991
当期純利益	338,748
非支配株主に帰属する当期純利益	6,275
親会社株主に帰属する当期純利益	332,473

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,090,800	64,000	2,166,130	△63,707	3,257,223
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△51,497		△51,497
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			332,473		332,473
自 己 株 式 の 取 得				△3,335	△3,335
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	280,975	△3,335	277,639
当 期 末 残 高	1,090,800	64,000	2,447,106	△67,042	3,534,863

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	30,416	30,416	51,888	3,339,528
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△51,497
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				332,473
自 己 株 式 の 取 得				△3,335
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	13,016	13,016	5,525	18,541
当 期 変 動 額 合 計	13,016	13,016	5,525	296,181
当 期 末 残 高	43,432	43,432	57,413	3,635,709

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	株式会社ビアンエアージャパン

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
---------	--

時価のないもの	移動平均法による原価法
---------	-------------

② たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物	15年～38年
----	---------

機械及び装置	7年～10年
--------	--------

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債（又は退職給付に係る資産）及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし年金資産の額を控除する方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結計算書類に（重要な会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金負債 284,175千円

(相殺前の繰延税金資産 25,500千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の収益力に基づく課税所得及びスケジューリングによって繰延税金資産の回収可能性を見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

該当事項はありません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについては、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

当該見積りは、将来の不確実な市場動向等による影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度において、減損処理が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産減価償却累計額 | 2,780,923千円 |
| 2. 受取手形割引高 | 104,854千円 |
| 3. 電子記録債権割引高 | 29,575千円 |
| 4. 期末日満期手形 | |
- 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。
- | | |
|------|----------|
| 受取手形 | 9,200千円 |
| 支払手形 | 85,462千円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,776,000株
- 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月30日 定時株主総会	普通株式	51,497	30.00	2020年 12月31日	2021年 3月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会(予定)	普通株式	利益剰余金	51,426	30.00	2021年 12月31日	2022年 3月31日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定しております。

受取手形及び売掛金にかかわる顧客の信用リスクは、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて取引限度額の設定見直しを行うことによりリスクの低減を図っております。また、投資有価証券に含まれる株式は主に事業上の関係を有する取引先企業の株式で、市場価格の変動リスクに晒されており、定期的に時価を取締役に報告しております。支払手形及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,493,960	1,493,960	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,343,781	1,343,781	—
(3) 電子記録債権	48,732	48,732	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	122,630	122,630	—
(5) 支払手形及び買掛金	762,266	762,266	—
(6) 未払金	242,718	242,718	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式 * 1	4,000
敷金及び保証金 * 2	94,523

* 1 非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

* 2 敷金及び保証金は、市場価格がなく、実質的な償還期間を算定することは困難であることから合理的な将来キャッシュ・フローを見積ることが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、栃木県において賃貸用の店舗（土地を含む。）、茨城県において工場及び事務所（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	時価
341,363	429,547

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,087円41銭
1株当たり当期純利益	193円75銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,048,524	流動負債	1,522,703
現金及び預金	1,433,905	支払手形	553,813
受取手形	240,925	買掛金	253,753
売掛金	1,102,889	未払金	239,692
電子記録債権	48,732	未払法人税等	51,657
商品及び製品	96,023	未払費用	53,134
仕掛品	19,842	未払消費税等	105,560
原材料	103,666	前受収益	69,433
未収入金	116	預り金	122,752
その他の資産	2,422	賞与引当金	54,939
固定資産	2,391,695	その他	17,964
有形固定資産	1,441,686	固定負債	381,634
建築物	323,044	繰延税金負債	277,207
構築物	1,125	役員退職慰労引当金	44,880
機械及び装置	120,881	長期預り保証金	56,847
車両運搬具	4,010	長期預り金	2,700
工具器具及び備品	11,891	負債合計	1,904,338
土地	980,731	(純資産の部)	
無形固定資産	2,961	株主資本	3,492,449
ソフトウェア	2,961	資本剰余金	1,090,800
投資その他の資産	947,048	資本準備金	64,000
投資有価証券	126,630	利益剰余金	2,404,692
関係会社株式	15,000	利益準備金	137,734
前払年金費用	711,084	その他利益剰余金	2,266,957
敷金及び保証金	94,023	固定資産圧縮積立金	133,218
その他	310	固定資産圧縮特別勘定積立金	6,957
		特別償却準備金	7,061
		別途積立金	409,000
		繰越利益剰余金	1,710,720
		自己株式	△67,042
		評価・換算差額等	43,432
		その他有価証券評価差額金	43,432
資産合計	5,440,219	純資産合計	3,535,881
		負債純資産合計	5,440,219

損 益 計 算 書

（自 2021年1月1日）
（至 2021年12月31日）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		5,519,247
売 上 原 価		3,893,424
売 上 総 利 益		1,625,823
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,198,673
営 業 利 益		427,150
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,953	
そ の 他	33,348	37,302
営 業 外 費 用		
手 形 売 却 損	363	363
経 常 利 益		464,089
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	127	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	5,320	5,447
税 引 前 当 期 純 利 益		458,641
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	79,140	
法 人 税 等 調 整 額	52,553	131,694
当 期 純 利 益		326,947

株主資本等変動計算書

（自 2021年1月1日）
（至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		利 益 準 備 金
当 期 首 残 高	1,090,800	64,000	64,000		132,584
当 期 変 動 額					
利益準備金の積立					5,149
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
特別償却準備金の取崩					
固定資産圧縮積立金の取崩					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計					5,149
当 期 末 残 高	1,090,800	64,000	64,000		137,734

（単位：千円）

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
	そ の 他 利 益 剰 余 金			
	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金
当 期 首 残 高	139,263	6,957	11,215	409,000
当 期 変 動 額				
利益準備金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
特別償却準備金の取崩			△4,154	
固定資産圧縮積立金の取崩	△6,044			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	△6,044	-	△4,154	-
当 期 末 残 高	133,218	6,957	7,061	409,000

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	1,430,221	2,129,242	△63,707	3,220,334
当 期 変 動 額				
利益準備金の積立	△5,149	—		—
剰余金の配当	△51,497	△51,497		△51,497
当 期 純 利 益	326,947	326,947		326,947
自己株式の取得		—	△3,335	△3,335
特別償却準備金の取崩	4,154	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩	6,044	—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	280,499	275,450	△3,335	272,114
当 期 末 残 高	1,710,720	2,404,692	△67,042	3,492,449

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	30,416	30,416	3,250,751
当 期 変 動 額			
利益準備金の積立			—
剰余金の配当			△51,497
当 期 純 利 益			326,947
自己株式の取得			△3,335
特別償却準備金の取崩			—
固定資産圧縮積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	13,016	13,016	13,016
当 期 変 動 額 合 計	13,016	13,016	285,130
当 期 末 残 高	43,432	43,432	3,535,881

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------|--|
| (1) 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| (2) その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------|--|
| 製品及び仕掛品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| 商品及び原材料 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

3. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------|--|
| (1) 有形固定資産 | 定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
主な耐用年数
建物 15年～38年
機械及び装置 7年～10年 |
| (2) 無形固定資産 | 定額法を採用しております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法によっております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

(又は前払年金費用)

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金(又は前払年金費用)及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし年金資産の額を控除する方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、計算書類に(重要な会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 277,207千円

(相殺前の繰延税金資産 24,676千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の収益力に基づく課税所得及びスケジューリングによって繰延税金資産の回収可能性を見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

該当事項はありません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについては、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

当該見積りは、将来の不確実な市場動向等による影響を受ける可能性があり、翌事業年度において、減損処理が必要となる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産減価償却累計額	2,680,954千円
2. 受取手形割引高	104,854千円
3. 電子記録債権割引高	29,575千円

4. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	9,200千円
支払手形	85,462千円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権	26,000千円
短期金銭債務	64,907千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売 上 高	3,312千円
仕 入 高	206,296千円
販売費及び一般管理費	15,600千円
営業取引以外の取引	1,950千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	61,770株
------	---------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の原因別の内訳 (単位: 千円)

繰延税金資産

賞与引当金等	19,393
未払事業税等	5,103
役員退職慰労引当金	13,742
その他	180
繰延税金資産小計	<u>38,418</u>
評価性引当額	<u>△13,742</u>
繰延税金資産合計	24,676

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△58,794
固定資産圧縮 特別勘定積立金	△3,070
特別償却準備金	△3,116
前払年金費用	△217,734
その他有価証券評価差額金	<u>△19,168</u>
繰延税金負債合計	<u>△301,883</u>
繰延税金負債の純額	<u>△277,207</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱ビアンエアー ジャパン	所有 直接50%	商品等の仕入 役員の兼任	商品等の仕入	206,296	買掛金	64,907

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	㈱カーブ・ヒロサワ	—	建物等の賃貸 役員の兼任	家賃等の受取	11,400	前受収益 受取手形	12,540 12,540
	広沢商事㈱	—	自動車の賃借 経費の支払等 役員の兼任	賃借料の支払 経費の支払	43,348 42,929	— 買掛金 未払金	— 1 3,758
	育良精機㈱	—	商品の仕入等 建物等の賃貸 役員の兼任	商品の仕入等 家賃等の受取	49,872 109,920	買掛金 前受収益 受取手形	7,364 56,893 56,893
	学校法人 広沢学園	—	建物等の賃借 投資有価証券の売却 役員の兼任	家賃等の支払 投資有価証券 の売却	22,776 10,792	— —	— —
	農事組合法人 廣澤農園	—	経費の支払 役員の兼任	経費の支払	19,000	—	—
	廣澤興産㈱	(被所有) 直接20.7%	建物等の賃借 役員の兼任	家賃等の支払	15,600	敷金及び 保証金	26,000

- (注) 1. 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
2. 一般取引先の取引条件を参考に、交渉の上、取引価格等を決定しております。
3. 上記各会社は当社代表取締役会長廣澤清及びその近親者が所有しているものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,062円66銭
1株当たり当期純利益	190円53銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

日本アイ・エス・ケイ株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山	村	浩	太	郎
指定社員 業務執行社員	公認会計士	森	岡	健	二	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	千	保	有	之	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アイ・エス・ケイ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アイ・エス・ケイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

日本アイ・エス・ケイ株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	山	村	浩	太	郎
業務執行社員						
指 定 社 員	公認会計士	森	岡	健	二	
業務執行社員						
指 定 社 員	公認会計士	千	保	有	之	
業務執行社員						

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アイ・エス・ケイ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月1日

日本アイ・エス・ケイ株式会社 監査役会

常勤監査役	岩	淵	孝	一	◎
監査役	廣	沢	實		◎
監査役	柴	田	清	之	◎
監査役	三	枝	大	介	◎

(注) 常勤監査役岩淵孝一、監査役柴田清之、監査役三枝大介は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円 総額51,426,900円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の参考書類等のインターネット開示の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(変更箇所には下線を付しております。)

現行定款	変更案
(参考書類等のインターネット開示) 第16条 <u>当社は、株主総会参考書類、 計算書類、連結計算書類および 事業報告に記載または表示すべ き事項に係る情報を、法務省令 の定めるところにより、インテ ルネットが開示することができ る。</u>	(削除)

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。

嘉者熊健氏は任期満了により退任となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ひろさわ きよし 廣澤 清 (1938年7月19日生)	1987年3月 当社代表取締役 1987年8月 ㈱ビアンエアー・ジャパン代表取締役社長（現任） 1988年2月 当社代表取締役社長 1998年6月 ㈱広沢製作所代表取締役会長 2008年12月 ㈱カーズ・ヒロサワ代表取締役 2013年12月 ㈱広沢製作所代表取締役会長兼社長 2014年3月 当社代表取締役会長（現任）	217,100株
2	そね えいじ 曾根 栄二 (1947年9月9日生)	1986年7月 ㈱育良精機製作所（現㈱廣澤精機製作所）取締役 2001年3月 ㈱広沢製作所取締役 2008年3月 当社取締役 2008年6月 育良精機㈱取締役副社長 2008年6月 当社専務取締役 2012年1月 育良精機㈱代表取締役社長（現任） 2014年3月 当社代表取締役社長（現任）	1,000株
3	おおぬき みのる 大 貴 実 (1955年12月31日生)	1978年4月 ㈱協和銀行入行 2002年7月 当社入社 2006年3月 当社取締役 デンタル事業部長（現任）	500株
4	なかざわ ひろし 中 沢 浩 (1961年2月17日生)	1983年12月 当社入社 2004年9月 中之条工場長（現任） 2008年3月 当社取締役（現任）	1,400株
5	みやぎ のりゆき 宮 城 則 之 (1965年10月2日生)	2003年6月 広沢商事㈱代表取締役（現任） 2008年12月 廣澤興産㈱代表取締役（現任） 2010年3月 当社取締役（現任） 2012年12月 ㈱カーズ・ヒロサワ代表取締役（現任）	6,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	お お ば あ き お 大 場 明 男 (1959年11月24日生)	2011年3月 ㈱広沢製作所常務取締役(現任) 2014年4月 ㈱廣澤精機製作所常務取締役(現任) 2018年3月 当社監査役 2020年3月 当社取締役(現任)	一株

- (注) 1. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位及び担当は、事業報告「4.(1) 取締役及び監査役の氏名等」(7頁)に記載のとおりであります。
2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者大場明男氏は社外取締役候補者であります。
同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、略歴の実務経験を有することなどを総合的に勘案しており、当社の経営等について、幅広い見識に基づき監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。
なお、同氏の社外取締役としての就任年数は2年であります。

第4号議案 退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって、取締役を退任される嘉者熊健氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一願いたいと存じます。

退職慰労金の贈呈を相当とする理由は、取締役として当社の業績及び企業価値向上に尽力したためであり、当社規定に基づき、当社及び役員の業績、報酬月額、在任年数等に応じた額を基準に支給額を算定しております。

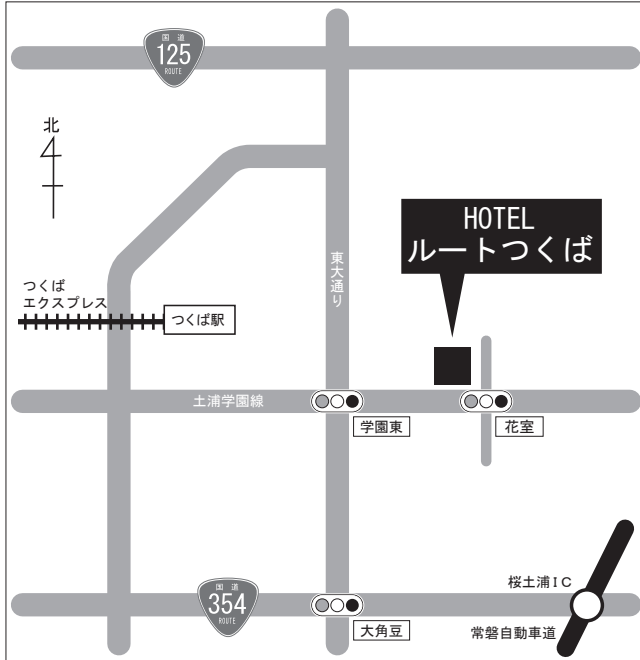
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
かしぐま 嘉者 たけし 健	2011年4月 当社取締役 現在に至る

以上

株主総会会場ご案内図

会場 茨城県つくば市花室1145-3
HOTELルートつくば 2階 会議室
電話 029-860-2111



- 高速バスにてお越しの場合
東京駅八重洲南口 → つくばセンター 65分
- TXつくば駅、つくばセンターよりお越しの場合
タクシー 3分
- JR土浦駅よりお越しの場合
バス土浦西口③ターミナル発
(筑波大学中央行、花室交差点バス停下車) 20分